第 75 回 実施

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、 生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25間で、全間必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である(各間に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法)。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分 注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
 - ※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

- **問1** 計量法第1条の目的及び同法第2条の定義等に関する次の記述のうち、 誤っているものを一つ選べ。
 - 1 「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
 - **2** 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置のことをいう。
 - 3 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の 発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
 - **4** 「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。
 - 5 「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量 器をいう。

問2 計量法第2条第2項に規定する取引及び証明の定義に関する次の記述の (ア)~(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は (r) の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、(r) に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を (r) することをいう。

	(ア)	(/)	(ウ)
1	役務	公	通知
2	労務	公	通知
3	役務	私的	通知
4	役務	公	表明
5	労務	私的	表明

問3 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、計量法別表第1に掲げる物象の状態の量と計量単位の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	電力量	ワット
2	静電容量	クーロン
3	動粘度	平方メートル毎分
4	熱量	カロリー
5	質量	キログラム グラム トン

- **間4** 計量法第3条に規定する国際単位系に係る計量単位に関する次の記述の (ア)と(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第3条 計量法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量のうち別表第1 の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その 定義は、(ア)の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣 行に従い、(イ)で定める。

	(ア)	(/)
1	国際法定計量機関総会	省令
2	国際法定計量機関総会	政令
3	国際電気通信連合全権委員会議	省令
4	国際度量衡総会	省令
5	国際度量衡総会	政令

- **問5** 計量法に定める商品の販売に係る計量に関する次の記述の(ア)~ (ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第15条 (ア)は、計量法第12条第1項若しくは第2項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第13条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は第14条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを(イ)することができる。
 - 2 (ア)は、前項の規定による(イ)をした場合において、その (イ)を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表する ことができる。
 - 3 (ア)は、計量法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守していないため第1項の規定による(イ)を受けた者が、正当な理由がなくてその(イ)に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その(イ)に係る措置をとるべきことを(ウ)ことができる。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	経済産業大臣	指導	公表する
2	経済産業大臣	勧告	公表する
3	経済産業大臣	勧告	命ずる
4	都道府県知事又は特定市町村の長	勧告	命ずる
5	都道府県知事又は特定市町村の長	指導	公表する

- **問6** 計量法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品(密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品)に該当するものを全て挙げている組合せを次の $1 \sim 5$ のうちから一つ選べ。
 - ア アイスクリーム
 - イ 素干しえび
 - ウ すじこ
 - エ 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
 - オ 海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの及び冷蔵したもの
 - **1** ア、ウ、エ
 - 2 ア、イ、オ
 - **3** イ、ウ、エ
 - 4 イ、エ、オ
 - **5** ウ、エ、オ

- **問7** 計量法第16条の使用の制限に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。
 - 1 特定計量器でないものは、取引又は証明における法定計量単位による 計量に使用してはならない。
 - 2 有効期間を経過した検定証印が付されている特定計量器であっても、 取引又は証明における法定計量単位による計量の使用に供するために所 持してもよい。
 - **3** 検定証印が付されていない特定計量器であっても、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用できる場合がある。
 - **4** タクシーメーターは、検定証印が付されていれば、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用できる。
 - 5 水道メーターの検定証印の有効期間は、7年である。

- **問8** 定期検査に関する次のア〜エの記述のうち、誤っているものを全て挙げている組合せを**1~5**のうちから一つ選べ。
 - ア 特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性 能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるも のであって政令で定めるものを取引又は証明における計量に使用する者 は、その特定計量器について、政令で定める期間ごとに、経済産業大臣が 行う定期検査を受けなければならない。
 - イ 都道府県知事が定期検査の実施について計量法第21条第2項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
 - ウ 定期検査の合格条件の一つに、その器差が経済産業省令で定める使用公 差を超えないこと、がある。
 - エ 計量法第 25 条に規定する定期検査に代わる計量士による検査を実施する者は、当該検査を実施するために必要な経済産業省令で定める器具、機械又は装置及び特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士である旨を、あらかじめ、経済産業大臣に届けなければならない。
 - **1** ア、イ
 - **2** ア、ウ
 - 3 ア、エ
 - 4 イ、ウ
 - 5 イ、エ

- **問9** 指定定期検査機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 計量法第 26 条の指定定期検査機関の指定は、経済産業省令で定める基準を満たすものとして都道府県知事又は特定市町村の長が選定した者を指定することにより行う。
 - 2 計量法第 28 条の指定の基準の一つに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること、がある。
 - 3 計量法第30条の規定により、指定定期検査機関は、検査業務に関する 規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければなら ない。
 - 4 計量法第32条の規定により、指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
 - 5 計量法第33条の規定により、指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

- **問 10** 特定計量器の販売に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。
 - 1 政令で定める特定計量器の販売事業者が遵守すべき事項が経済産業省令で規定されているが、販売事業者が当該事項を遵守しない場合、経済産業大臣は当該販売事業者に対し、勧告を行うことができる。
 - **2** 販売事業者は、その届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、 その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 3 政令で定める特定計量器の販売(輸出のための販売を除く。)の事業を 行おうとする者は、事業の区分に従い、あらかじめ、氏名又は名称等を、 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府 県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
 - **4** 販売(輸出のための販売を除く。)の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり(政令で定めるものを除く。)、分銅及びおもりのみである。
 - **5** 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

- **問 11** 計量法第 57 条に規定する譲渡等の制限に関する次の記述の(ア)~ (ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第57条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、(ア)又は輸入の事業を行う者は、検定証印等(第72条第2項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。)が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は(イ)を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、(ウ)に届け出たときは、この限りでない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	修理	製造	都道府県知事
2	修理	修理	都道府県知事
3	販売	製造	経済産業大臣
4	修理	修理	経済産業大臣
5	販売	修理	都道府県知事

- **問 12** 計量法第 72 条第 2 項において、構造、使用条件、使用状況等からみて、 検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして 政令で定める特定計量器に該当する組合せとして、正しいものを **1~5** の うちから一つ選べ。
 - ア 酒精度浮ひょう
 - イ ガスメーター
 - ウ アネロイド型圧力計
 - エ ガラス電極式水素イオン濃度指示計
 - オ 非自動はかり
 - **1** ア、イ
 - **2** ア、ウ
 - **3** イ、ウ
 - 4 イ、エ
 - 5 工、才

- 問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。
 - 1 特定計量器を販売する事業者は、その販売する特定計量器の型式について、 政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受 けることができる。
 - 2 型式の承認を受けた届出製造事業者(承認製造事業者)は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、経済産業省令で定める条件に 適合する知識経験を有する者が検査を実施しなければならない。
 - **3** 型式の承認を受けた届出製造事業者(承認製造事業者)は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに型式承認表示を付することができる。
 - **4** 型式の承認の有効期間は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごととし、 型式承認表示にその満了の年月を表示しなければならない。
 - 5 経済産業大臣は、型式の承認を受けた届出製造事業者(承認製造事業者) が当該特定計量器の製造技術基準への適合義務に違反していると認めると きは、直ちにその承認を取り消すことができる。

問14 指定製造事業者に関する次の記述の(ア)~(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、(ア)特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める(イ)を超えないようにしなければならない。

また、指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する(ア)特定計量器について、(ウ)を行い、その(ウ)記録を作成し、これを保存しなければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	法第76条第1項の承認に係る型式に属する	検定公差	検定
2	取引又は証明における計量に使用する	使用公差	検定
3	取引又は証明における計量に使用する	使用公差	検査
4	法第76条第1項の承認に係る型式に属する	使用公差	検査
5	法第76条第1項の承認に係る型式に属する	検定公差	検査

- **問 15** 基準器検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査を基準器検査という。
 - 2 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。
 - 3 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法及び基準器検査証印の有効期間を記載した 基準器検査成績書を交付する。
 - 4 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る 基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。
 - 5 基準器は、経済産業省令で定められた者以外に譲渡、又は貸し渡すことはできない。

- **問 16** 計量証明の事業に関するア〜オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の1~5のうちから一つ選べ。
 - ア 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は温度の計量証明(船積貨物の積込み 又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)の 事業を行おうとする者は、計量証明事業の登録を受けなければならない。
 - イ 計量証明事業者は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業 省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、 遅滞なく、都道府県知事の検査を受けなくてはならない。
 - ウ 計量証明の事業の登録の基準の一つとして、計量証明に使用する特定 計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合 するものであること、がある。
 - エ 計量証明の事業の登録の有効期間は4年である。
 - オ 都道府県知事は、計量証明事業者が計量法第 109 条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 1 1個
 - 2 2個
 - 3 3個
 - 4 4 個
 - 5 5 個

- **問17** 計量証明検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 都道府県知事が行う計量証明検査に代わる検査の一つとして、主任計量者による検査がある。
 - 2 計量証明検査の合格条件の一つとして、計量証明検査を行った特定計量 器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
 - **3** 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。
 - 4 計量証明事業者は、計量証明に使用する非自動はかりについて、2年ごとに計量証明検査を受けなくてはならない。
 - 5 都道府県知事は、指定計量証明検査機関に、計量証明検査を行わせる ことができる。

問 18 特定計量証明事業の認定に関する計量法第 121 条の 2 の下線部ア~オの うち、誤っているものを 1 ~ 5 のうちから一つ選べ。

特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、<u>ア:経済産業大臣が指定した者(指定計量証明検査機関)</u>に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の<u>イ:認定を受けることが</u>できる。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な<u>ウ:管理組織</u>を有するも のであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な<u>エ:技術的能力</u>を 有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な<u>オ:業務の実施の方法</u>が 定められているものであること。
- **1** ア
- 2 1
- **3** ウ
- 4 工
- 5 才

- **問 19** 特定計量証明事業に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 認定特定計量証明事業者は、計量法第 121 条の 2 の認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付しなければならない。
 - 2 計量法第 121 条の 3 第 2 項に規定するもののほか、認定特定計量証明 事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める 標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
 - **3** 計量法第 121 条の 2 の認定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 4 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、 遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 5 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の 施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、認定特定計量 証明事業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

- **問20** 計量法第122条に規定する計量士に関する次の記述の(r) \sim (ρ) に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第122条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の(ア)を適確に行う ために必要な知識経験を有する者を計量士として(イ)する。
 - 2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による(イ)を受けて、計量士となることができる。
 - 一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省 令で定める(ウ)その他の条件に適合する者
 - 二 (略)

	(ア)	(/)	(ウ)
1	計量管理	登録	実務の経験
2	適正な計量	認定	事業の経験
3	計量管理	認定	事業の経験
4	適正な計量	認定	実務の経験
5	計量管理	登録	事業の経験

- **問21** 計量法第123条に規定する計量士に関する次の記述の(r) \sim (ρ) に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。
 - 第123条 経済産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その (ア)を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使 用の停止を命ずることができる。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく(イ)に違反したとき。
 - 二 前号に規定する場合のほか、(ウ)の業務について不正の行為を したとき。
 - 三 不正の手段により第122条第1項の(ア)を受けたとき。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	認定	勧告	特定計量器の検査
2	登録	命令の規定	特定計量器の検査
3	認定	命令の規定	計量管理
4	登録	勧告	計量管理
5	登録	勧告	特定計量器の検査

- **問22** 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。
 - 1 適正計量管理事業所の指定の申請書の記載事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分がある。
 - 2 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。
 - 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、適正計量管理事業所の指定を受けた者(国の事業所以外の事業所に限る。)が、計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合しなくなったときは、その者に対し、これらの基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該事業所において、経済産業 省令で定める様式の標識を掲げることができる。

- 間23 計量器の校正等に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。
 - 1 特定標準器とは、計量器の標準となる計量単位を現示する計量器として経済産業大臣が指定したものをいう。
 - 2 特定標準器を用いて行う計量器の校正は、経済産業大臣、日本電気計 器検定所、指定校正機関又は計量器の校正等の事業を行う者が行う。
 - 3 計量法において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と特定標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。
 - 4 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の 状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、都 道府県知事に申請して、登録を受けることができる。
 - 5 計量器の校正等の事業を行う者の登録は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

間 24 計量法第 143 条第 1 項の登録を受けた計量器の校正等の事業を行う者は、 同法第 144 条第 1 項の規定により、計量器の校正等を行ったときは、経済産 業省令で定める標章を付した証明書を交付することができるとされているが、 この証明書に用いる標章を、次のうちから一つ選べ。





- 3 (MLP)
- 4 JCSS
- 5 jcss

- **問 25** 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。
 - 1 計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をした場合、経済産業大臣による勧告を受けるが、登録が取り消されることはない。
 - 2 経済産業大臣は、定期検査、検定に必要な用具であって、経済産業省令で定めるものを都道府県知事又は特定市町村の長に有償で貸し付けることができる。
 - 3 計量法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する 計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものを、販 売し、又は販売の目的で陳列した者は、50万円以下の罰金に処する。
 - **4** 計量法に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものである。
 - 5 計量法第 148 条第 1 項に基づく立入検査を受ける者が、立入検査をする職員が行う同項に基づく計量器の検査を拒んでも、罰則の適用を受けることはない。